

産休・育休取得に係る手続きについて

経理貸付係
(082) 513-4955

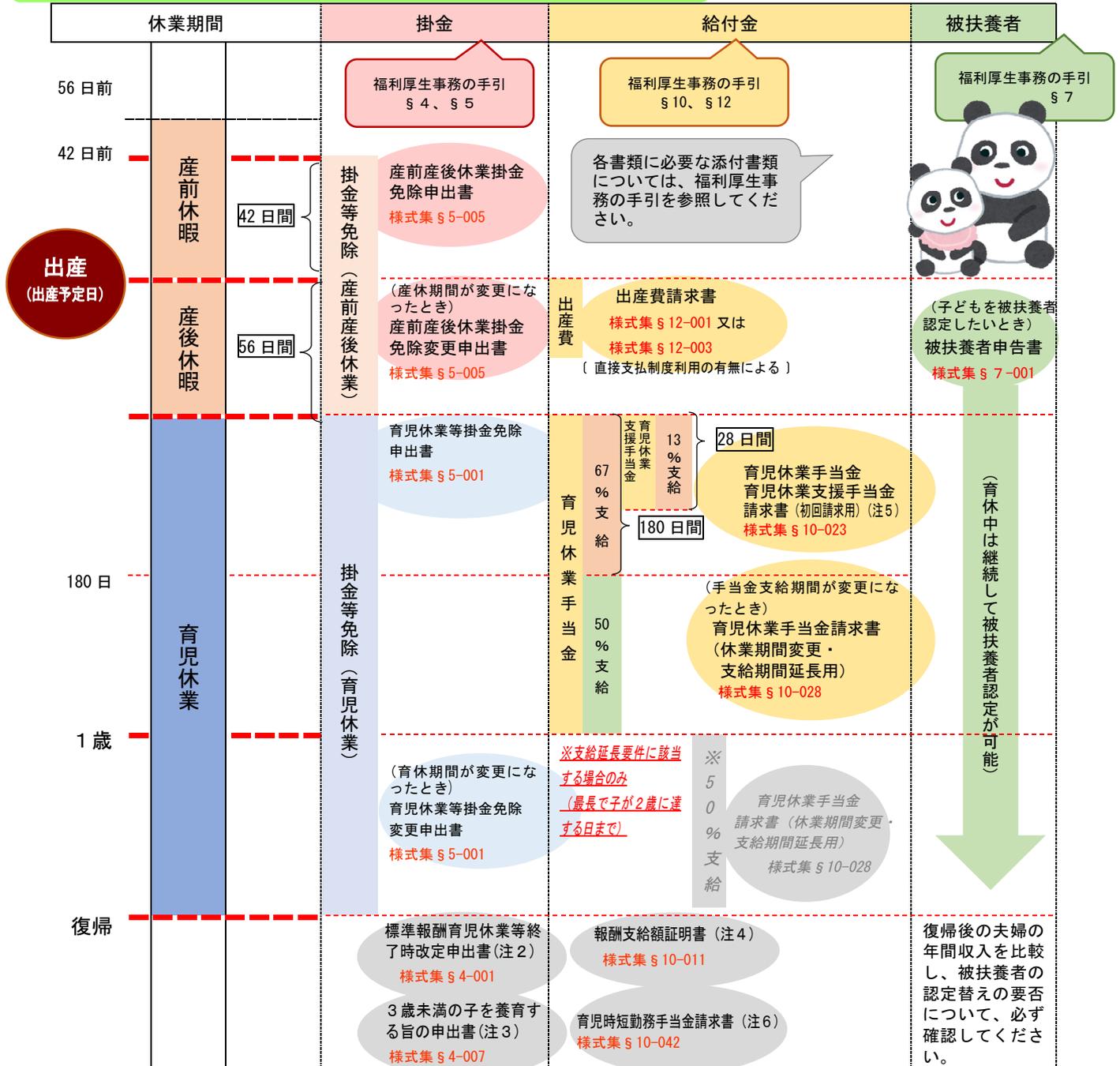
短期給付係
(082) 513-4957

共済組合では、産前産後休業・育児休業期間中は、組合員からの申出・請求に応じて、掛金（保険料）を全額免除するほか、出産費や育児休業手当金（注1）の給付を行うこととなっています。

産休・育休に係る手続きを次のフロー図にまとめましたので、参考にしてください。

（注1）育児休業手当金は、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員については、共済組合からの支給は行えないため、公共職業安定所（ハローワーク）等で手続きをしてください。

産休・育休を取得した際の手続きフロー図



（注2）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬の改定を希望する場合に提出

（注3）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬が下がる場合に提出

（注4）月中途の復帰で、復帰月に育児休業手当金と給与が共に支給される場合のみ提出

（注5）「育児休業支援手当金」は、支給要件（配偶者の育児休業取得状況等）に該当する場合のみ追加で支給

（注6）支給要件に該当する場合のみ提出（最長で子が2歳に達する日まで）